

江東区こども・子育て支援事業計画(素案)



パブリックコメント(意見募集)を実施

▲未来を担うこどもの、健やかな成長としあわせを地域社会とともに目指します

区では、平成27年4月から始まる「子ども・子育て支援新制度」の施行に向けて、「江東区こども・子育て支援事業計画」を策定中です。この計画は、平成27～31年度を計画期間とした本区のこども・子育てに関する事業の計画量を定めるものです。このたび、素案の概要をお知らせするとともに、パブリックコメント(意見募集)を実施します。

素案に対するご意見をお寄せください

計画(素案)に対する皆さんのご意見を募集します。素案の全文は、区ホームページのほか、ことうとう情報ステーション(区役所2階)、子育て支援課(区役所3階15番)でもご覧になれます。

「意見の募集期間」 12月21日(日)～平成27年1月13日(火) 必着

「意見の提出方法」 ①氏名②性別③住所④年齢⑤ご意見(区外の方は在勤・在学等も記入)を記入し、郵送(区報掲載はがき等)・ファクスまたは子育て支援課(区役所3階15番)窓口へ。区ホームページ

いただいたご意見や区の考え方は、後日、区ホームページに公開します。なお、ご意見に対する個別回答は行いませんので、

▲未来を担うこどもの、健やかな成長としあわせを地域社会とともに目指します

郵便はがき

1 3 5 8 7 9 0

001

(受取人)
東陽四丁目11番28号

江東区役所 こども未来部

子育て支援課 新制度計画担当 行

料金受取人払郵便

深川局承認

6215

差出有効期間
平成27年1月16日まで

(切手を貼らずに
お出しください)

(きりとり線)

こども・子育て支援事業計画 策定スケジュール

| | |
|--------------|----------------|
| 12/21(日) | 意見募集開始 |
| 平成27年1/13(火) | 意見募集締切 |
| 平成27年2月 | 事業計画(案)を区議会へ報告 |
| 平成27年3月 | 事業計画策定、区民へ公表 |

からも提出できます(電話受付は行いません)。

当 区子育て支援課新制度計画担当
☎ 3647-8421
FAX 3647-9196



概要は2面です

江東区こども・子育て支援事業計画(素案)の概要

第1章 計画の概要

【計画策定の目的】

子ども・子育て支援法の基本理念等を踏まえ、一人ひとりのこどもが地域社会の中で健やかに成長していける環境を創り出すことを目的としています。区ではその実現のため、教育・保育の場を確保し、地域の子育て支援の充実を目指す、総合的な事業計画を策定します。

【計画の位置づけ】

子ども・子育て支援法に基づき、すべての区市町村が定める計画です。また、「江東区基本構想」「江東区長期計画」の部門計画として、関連計画と整合性を図りながら策定します。

【計画期間】

平成27～31年度(5年間)

【計画の策定体制】

計画の策定にあたって、子育て支援の専門家や公募区民などで構成する「江東区こども・子育て会議」を設置し、それぞれの専門や経験を踏まえ、さまざまな意見をいただきました。また、「江東区こども・子育て支援推進委員会」を設置して、庁内関係部署の情報共有や横断的な連携を図りました。

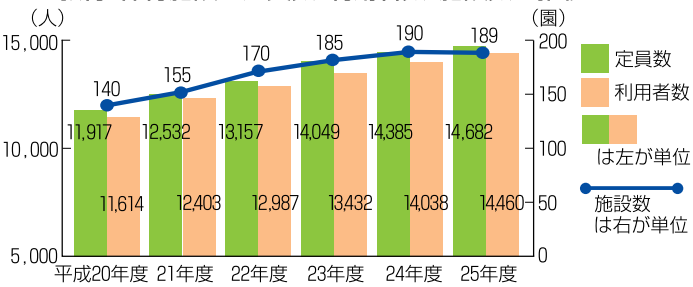
【計画の推進】

「江東区こども・子育て会議」において、各年度の事業の実績等について、点検・評価をし、結果を公表します。

第2章 計画策定の背景と江東区の現状

【教育・保育施設の状況】

教育・保育施設の定員数・利用者数・施設数の推移



保育需要の増加に伴い、定員・施設・利用者数ともに増加しています

【就学前児童の在籍状況】

就学前児童の在籍状況(平成25年度)

| 年齢 | 保育施設 | 在宅等 |
|--------|---------------|---|
| 0歳 | 約850人 (19%) | 約3,600人 (81%) |
| 1～2歳 | 約3,600人 (40%) | 約5,550人 (60%) |
| 3歳以上 | 約5,200人 (40%) | 幼稚園 約4,800人 (37%) 在宅等 約2,900人 (23%) |
| 0～5歳合計 | 約9,700人 (37%) | 幼稚園 18% (約4,800人) 在宅等 約12,000人 (45%) |

注:「保育施設」は認可保育園、認証保育所等の合計。
年齢別では、0歳の81%、1～2歳の60%が「在宅等」となっており、在宅児の子育て支援が重要な施策となっています。

第3章 計画の基本的な考え方

計画は左図①から③の流れで体系づけていきます。

① 計画の基本理念

江東区の未来を担う
すべてのこどもの健やかな成長としあわせを
地域社会とともにめざします

- 子ども一人ひとりの個性を尊重し、地域と寄り添い、こどもが健やかに成長できる子育て環境の実現を目指します。
- 子どもに関して不安や負担を感じる現代において、保護者がこどもを育てていくための自信や力をつける支援が必要です。江東区は、地域の協力を得ながら、きめ細やかな切れ目のない支援を推進します。
- 関係機関との連携はもとより、子育てを応援する区民の意見や意思を幅広く取り込み、各組織を有機的につなげるネットワークを進めます。

② 方針

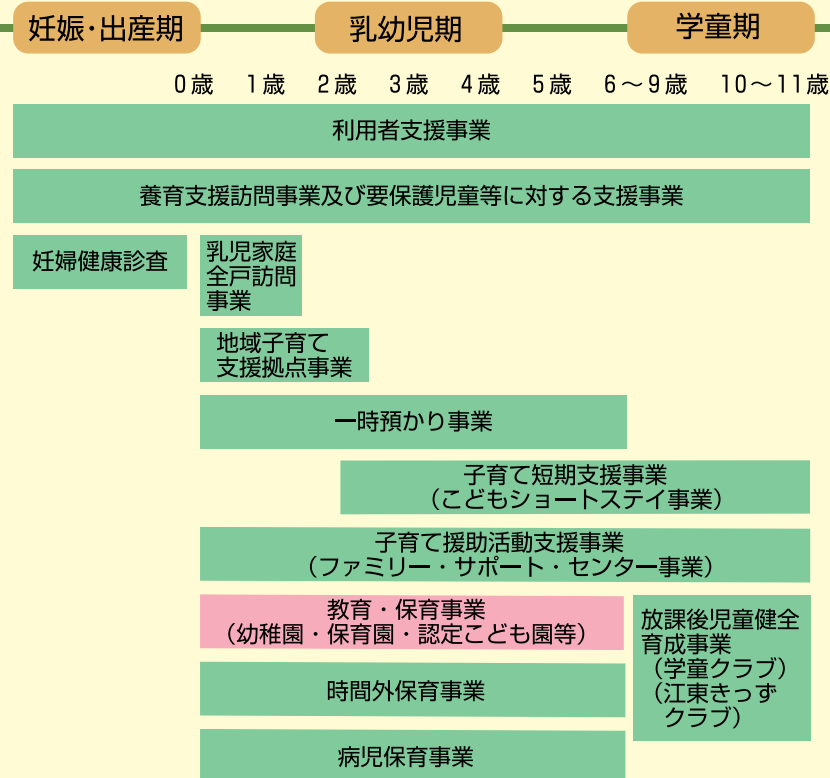
- 「こどもの最善の利益」に基づくこどもの健やかな育成と子育て支援を推進します。
- 多様化するニーズに応じていきます。
- 妊娠・出産期からの切れ目のない支援をめざします。

③ 事業計画の体系

- 1 教育・保育事業
- 2 地域子ども・子育て支援事業
- 3 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供及び推進体制の確保
- 4 その他の推進事業

年齢別の主な事業(イメージ図)

妊娠・出産期から学童期までのきめ細やかな切れ目のない支援を目指し、事業を展開・充実します。



江東区こども・子育て支援事業計画(素案)について具体的な箇所(○章○について等)へのご意見をお聴かせください。

意見募集締切:1/13(火)必着

意見募集用紙の記入欄

| | | | | | | | |
|----|-------|-------|-----|-----|-----|----|-----|
| 氏名 | | | | | | 性別 | 男・女 |
| 住所 | | | | | | | |
| 年齢 | 20代以下 | 30代 | 40代 | 50代 | 60代 | | |
| | 70代 | 80代以上 | | | | | |

※いただいた個人情報は、本パブリックコメント以外の目的には使用しません。

第4章 事業計画

計画期間(平成27～31年度)における、「教育・保育事業」および「地域子ども・子育て支援事業」の「量の見込み」と「確保方策」を定め、共働き家庭だけでなく、すべての子育て家庭を支援するため、地域の子育て支援事業(上図③)について展開・充実していきます。



▲子育て家庭を支援するため、事業展開していきます。

3つの 特定個人情報保護評価書 素案 パブリックコメント(意見募集)を実施

住民基本
台帳に
関する事務

個人住民税
(特別区民税・都民税)
の賦課に
関する事務

地方税の
徴収に
関する事務

区では、マイナンバー制度導入にあたり、3つの「特定個人情報保護評価書(全項目評価書)(素案)」を作成しました。「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(番号法)により、皆さんのご意見を募集します。

特定個人情報保護評価書(素案)に対するご意見をお寄せください。

評価書の素案に対する皆さんのご意見を募集します。

素案の全文は、区ホームページ、こうとう情報ステーション(区役所2階)、出張所、図書館で閲覧できます。

いただいたご意見や区の考え方は、後日、区ホームページ等に公開する予定です。なお、ご意見に対する個別回答は行いませんので、あらかじめご了承ください。

【意見の募集期間】

12/21(日)～平成27年1/20(火)必着

【意見の提出方法】

①氏名②住所③ご意見(区外の方は在勤・在学も)を記入し郵送(区報掲載のはがき等)・ファクスまたは広報広聴課情報公開個人情報保護担当(区役所2階21番)窓口へ。区ホームページからも提出できます(電話受付は行いません)。

【今後のスケジュール】

今回のご意見を踏まえて必要な見直しを行い、有識者による第三者点検を経て平成27年3月末までに特定個人情報保護委員会へ評価書を提出し、公表を行います。

1. 特定個人情報保護評価とは

「特定個人情報保護評価」とは、特定個人情報(※)を取り扱う事務について、プライバシーや個人情報へおよび影響を事前に評価し、その保護のための措置を講ずるものです。「特定個人情報保護評価書」を作成し、国の機関である特定個人情報保護委員会へ提出し、公表します。

番号法により、国や地方公共団体等に実施が義務づけられています。※特定個人情報…マイナンバー(個人番号)やマイナンバーに対応する符号を内容に含む個人情報

2. 目的

事前対応により個人のプライバシー等の権利利益の侵害を未然に防止し、国民・住民の信頼を確保することを目的としています。

3. 対象

特定個人情報保護評価の対象は、特定個人情報ファイル(※)を取り扱う事務です。※特定個人情報ファイル…マイナンバー(個人番号)を内容に含む個人情報データベース等

4. 内容

【基本的な考え方】

特定個人情報ファイルを取り扱う事務において、個人情報の漏えい等、どのようなリスクがあるかを分析し、

そのリスクを軽減するために適切な措置を講じていることを評価書に記載して、区がプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言するものです。

【評価項目(全項目評価書)】

I 基本情報

対象となる事務の詳細な内容、事務で使用するシステムの機能、特定個人情報を取り扱う法的根拠等を記載しています。

II 特定個人情報ファイルの概要

事務で取り扱う特定個人情報ファイルについて、対象者の人数・範囲・記録される項目および情報の入手・使用・委託・提供・保管・消去等取扱いのプロセスの概要を記載しています。

III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させる多様なリスクに対して詳細に分析し、このようなリスクを軽減するための措置について記載しています。

IV その他のリスク対策

自己点検、監査、従事者に対する教育・啓発等のリスク対策について記載しています。

V 開示請求、問合せ

特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求、特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ等について記載しています。

VI 評価実施手続

住民からの意見聴取、第三者点検等、特定個人情報保護評価の各手続きの実施方法等を記載しています。

特定個人情報保護評価書(素案)についてご意見をお聴かせください。 意見募集締切:1/20(火)必着

▼評価書の種類(○をしてください)

- 住民基本台帳 個人住民税の賦課
地方税の徴収 すべて

▼ご意見(項目のタイトル等具体的に箇所を明記してください)

| | | |
|----|--|--|
| 氏名 | | 区外の方 |
| 住所 | | <input type="radio"/> 在勤 <input type="radio"/> 在学 |

※いただいた個人情報は、本パブリックコメント以外の目的には使用しません。

【問い合わせ先】

- 特定個人情報保護評価について
……… 広報広聴課情報公開個人情報保護担当 ☎3647-4022、FAX3647-9635
- 住民基本台帳に関する事務……… 区民課住民記録係 ☎3647-3162
- 個人住民税(特別区民税・都民税)の賦課に関する事務
……… 課税課課税計画係 ☎3647-8001
- 地方税の徴収に関する事務……… 納税課納税管理係 ☎3647-4163

社会保障・税番号制度開始 (マイナンバー)

平成28年1月～ 概要をお知らせします

3つの特定個人情報保護評価書(素案)パブリックコメント(意見募集)を実施 **3面**

社会保障・税番号(マイナンバー)制度は、行政を効率化し国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現するための社会基盤です。制度の導入にあたり、概要についてお知らせします。

マイナンバー(個人番号)とは



- ・国民一人ひとりが持つ12桁の番号です。
- ・番号が漏えいし、不正に使用されるおそれがある場合を除き、マイナンバーは一生変更されません。
- ・法人には13桁の法人番号が指定されます。

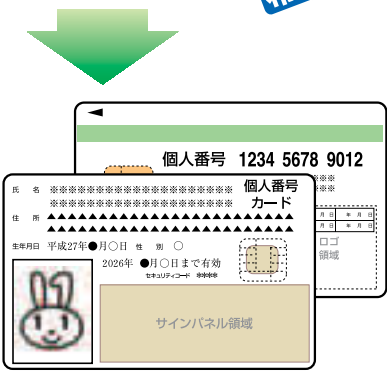
「マイナンバーは一生使うもの」

制度導入の流れと開始時期

平成27年10月～ **全員に** マイナンバーを通知

- ・原則として住民票に登録されている住所あて世帯ごとに、氏名・住所・生年月日・性別・マイナンバーが記載された「通知カード」がすべての方に郵送されます(顔写真なし)。

平成28年1月～ **希望者に** 「個人番号カード」交付



- ・「通知カード」でマイナンバーが通知された後に、希望者の申請により、「個人番号カード」が交付されます。
- ・氏名・住所・生年月日・性別・マイナンバー等記載、本人の写が表示されます。
- ・本人確認のための身分証明書として利用できるほか、e-Tax(国税電子申告・納税システム)をはじめ各種電子申請に利用できます。

平成28年1月から、社会保障・税・災害対策の行政手続きでマイナンバーが必要になります。

マイナンバーは社会保障・税・災害対策分野の中で法律または条例に定められた行政手続きにしか使えません。

社会保障

- ・年金・医療保険の手続き、児童手当
その他福祉の給付等

税

- ・確定申告などの税の手続き等

災害対策

- ・被災者台帳の作成や
支援金の支給

申請書等にマイナンバーを記載していただくことになります。

個人情報の保護の対策

- ・マイナンバーは、社会保障・税・災害対策の手続きのために行政機関等に提供する場合を除いて、むやみに他人に提供することはできません。
- ・他人のマイナンバーを不正に入手することは、処罰の対象となります。
- ・区がマイナンバーを含む個人情報を保有する際は、利用方法やリスク対策などについて、「特定個人情報保護評価書」で、公表します。

マイナンバー制度の目的

公平・公正な社会の実現

所得状況やサービスの受給状況を正確に把握できるようになるため、不正受給を防止し、きめ細かな支援が行えるようになります。

行政の効率化

複数の業務間での情報連携が進み、問い合わせや転記などに要した時間や労力が削減され、行政の効率化が図れます。

国民の利便性の向上

申請者が窓口で手続きする際の添付書類が少なくなります。

【制度の詳細について】

内閣官房の社会保障・税番号制度のホームページ

HP <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

【制度の問い合わせ先】マイナンバーコールセンター

☎0570-20-0178

平日 9:30～17:30(土日祝日・年末年始を除く)

【区の問い合わせ先】企画課企画担当 ☎3647-9167



マイナンバー
広報用
ロゴマーク
マイナちゃん

郵便はがき



差出有効期間
平成27年1月
25日まで

(切手を貼らずに
お出しください)

1 3 5 8 7 9 0

001

江東区役所 政策経営部 広報広聴課
情報公開個人情報保護担当 行

(受取人)
東陽四丁目11番28号



こうとう区報は発行日から3日かけて郵便ポストへお届けしています

ご家庭・事業所等で配布が必要ない場合や、配布部数の変更を希望される場合は、全戸配布コールセンター(平日および配布日の9:00～19:00) ☎3950-3070へ 読み終わった区報は古紙回収へ

TOKYO 2020 オリンピック・パラリンピックを成功させよう!